

熊谷市農業委員会  
第34回総会議事録

令和6年5月28日（火）  
熊谷市農業委員会

## 熊谷市農業委員会第34回総会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和6年5月28日(火)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和6年5月28日(火)午後2時40分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 46名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名)

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 43名
- (2) 欠席数 3名

#### 農業委員

| 議席 | 出欠 | 氏名    | 議席 | 出欠 | 氏名    |
|----|----|-------|----|----|-------|
| 1  | 出  | 木村 進  | 11 | 出  | 田中 輝久 |
| 2  | 出  | 森田 豊  | 12 | 出  | 柿沼 憲雄 |
| 3  | 出  | 塚田 修  | 13 | 出  | 笛木 清  |
| 4  | 出  | 大島 正  | 14 | 出  | 栗原 一森 |
| 5  | 出  | 関口 久夫 | 15 | 出  | 大鷲 利夫 |
| 6  | 出  | 木部 富次 | 16 | 出  | 大野 隆一 |
| 7  | 出  | 金井 和夫 | 17 | 出  | 水野 明  |
| 8  | 出  | 神沼 孝治 | 18 | 出  | 腰塚菜穂子 |
| 9  | 出  | 権田 久男 | 19 | 出  | 上山 豊明 |
| 10 | 出  | 夏目 亮一 |    |    |       |

農地利用最適化推進委員

| 議席 | 出欠 | 氏名     | 議席 | 出欠 | 氏名     |
|----|----|--------|----|----|--------|
| 1  | 出  | 中嶋 儀臣  | 15 | 欠  | 関口 明男  |
| 2  | 出  | 西田 茂夫  | 16 | 出  | 滝田 法明  |
| 3  | 出  | 根岸 勇   | 17 | 出  | 吉田 正己  |
| 4  | 出  | 伊藤 由行  | 18 | 出  | 岡田 藤寛  |
| 5  | 出  | 野邊 八雄  | 19 | 出  | 小崎 信明  |
| 6  | 出  | 福島 清一  | 20 | 出  | 戸森 貫一  |
| 7  | 出  | 石井 芳夫  | 21 | 出  | 長谷川 隼男 |
| 8  | 出  | 稲村 文男  | 22 | 出  | 坂本 三郎  |
| 9  | 出  | 菊地 修一郎 | 23 | 欠  | 田沼 寛央  |
| 10 | 出  | 漆原 秋夫  | 24 | 欠  | 細田 文男  |
| 11 | －  | 欠員     | 25 | 出  | 森 一男   |
| 12 | 出  | 中島 正樹  | 26 | 出  | 中川 登美夫 |
| 13 | 出  | 奥野 進   | 27 | 出  | 林 和弥   |
| 14 | 出  | 小澤 好則  | 28 | 出  | 吉野 福司  |

## 4 議 事

### (1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

### (2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)

報告事項(5) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

|       |  |
|-------|--|
| 事務局次長 | <p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第34回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。</p>  |
| 会長    | ( 会長挨拶 )   |
| 事務局次長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>  |
| 議長    | <p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>   |
| 事務局次長 | <p>本日の出席は、農業委員は19名中19名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中24名でございます。</p>  |
| 議長    | <p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p>   |
|       | ( 議長一任の声あり )   |
|       | <p>議長一任の声がありました。</p> <p>それでは、議事録署名委員につきましては、</p> <p>14番 栗原 委員、</p> <p>15番 大鷲 委員 をお願いいたします。</p>   |
|       | <p>また、書記には事務局職員を指名します。</p>   |
|       | <p>それでは議事に入ります。</p> <p>本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | <p style="text-align: center;">見について</p> <p>以上、5議案です。よろしく御審議願います。</p> <p>各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本日は新規就農の方2名に出席をお願いしております。このため、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案を最初に審議いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声 )</p> <p>それでは、はじめに議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p style="text-align: center;">【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。</p> <p>議案書8頁から33頁、議案書資料6頁から21頁を御覧ください。</p> <p>申請件数は220件、352筆、490,652.00㎡です。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。</p> <p>今回の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、本日は新規就農2名にお越しいただいております。また、1,000㎡未満の新規就農が1件ございます。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>                       |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>  |
| 事務局 | <p>特にございませぬ。</p>   |
| 議 長 | <p>それでは、新規就農の方にお出でいただいておりますので、まず議案番号192から194を先に審議いたします。申請人、〇〇〇〇氏の入室を認めます。</p> <p style="text-align: center;">( 申請人 〇〇〇〇氏 入室 )</p> <p>本日は、お忙しいところ大変御苦勞様です。<br/>新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて</p>   |







議 長

疑、意見等ございませんか。

( なしの声 )

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第4号における議案番号195について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

〇〇委員は、入室をしてください。

( 〇〇委員 入室 )

続きまして、議案番号266については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。

( 〇〇委員 退席 )

それでは、議案番号266について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。

( なしの声 )

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第4号における議案番号266について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

〇〇委員は、入室をしてください。

( 〇〇委員 入室 )

続きまして、ただいま審議いたしました、新規就農に係る議案番号192から194及び281並びに議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。

( なしの声 )



|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>〇〇〇〇という話であったため、残農地部分について農地法3条許可を受けて〇〇〇〇〇の農地として利用していくものです。</p> <p>なお、譲受人の苗字の「〇〇」の「〇」の字が農地法第3条許可と同法5条の許可で常用字と異体字の違いがございます。これについて、農地法5条許可は添付資料に住民票を求めており、その表記通りに修正を求めますが、同法3条許可においては添付書類に住民票を求めておらず、申請人が記載してきた表記のまま取り扱うことを通常としております。この違いは申請上の不備等に該当いたしません。</p> <p>回答は以上となります。よろしくお願いたします。</p> |
| 議長  | <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>                 |
| 事務局 | <p>議案書の3ページ、議案書資料の3ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については2件で、内容は「農業用倉庫」、「農業用機械、資材等の置場」です。農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、御審議の程よろしくお願いたします。</p>  |
| 議長  | <p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>   |
| 事務局 | <p>特にございません。</p>  |
| 議長  | <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>   |





|      |   |
|------|---|
| 西田委員 | <p>ございませんか。</p> <p>2点あります。まず、1点目、議案番号9の〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇についてもう少し詳しく説明をお願いします。次に2点目、議案番号12について、こちらも〇〇〇ですが、今あるものを〇〇〇として利用するとありますが、〇〇〇の内容について教えてください。</p>   |
| 事務局  | <p>議案番号9につきましては、もともとの〇〇〇が〇〇〇〇でかなり〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇もので、〇〇の〇〇の農地について了解が取れたので、〇〇〇〇と〇〇〇〇を置くものとして申請を受けています。</p> <p>また、議案番号12につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇とするかとされております。</p>  |
| 議長   | <p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第3号における議案番号14以外の案件について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事務局  | <p>議案書の34頁から39頁までと議案書資料の22頁を御覧ください。議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、御説明いたします。</p> <p>今回の促進計画は、小原地区、奈良地区、上新田・三本地区、中条地区、津田・向谷地区、下川上地区、善ヶ島地区、津田新田・屈戸地区、中曽根地区の9地区の案件について審議していただきます。</p> <p>貸借内容につきましては、議案書及び議案書資料のとおりとなっておりますので、御確認ください。</p> <p>今回の農用地利用集積等促進計画(案)で設定する58筆は、農地のすべてを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することを考慮し作成しており、各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p> |



|        |  |
|--------|--|
| 議 長    | <p>以上で全議案の審議が終了いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項（１）から（５）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、全て終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>   |
| 事務局次長  | <p>木部会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の６、その他に移らせていただきます。</p> <p>【金井幹事長から緑の羽根募金協力の提案があり了承、事務局から令和７年度県農地利用最適化施策に関する意見の提出に対する意見等報告書（案）、令和７年度農林関係税制改正に関する要望（案）について提案、了承、大里郡から２名選出される常設委員の選任について、従前は熊谷市、深谷市の会長がその任を担ったが、今後は寄居町の会長も含めて選任することとなる見込みであることを報告、農地利用最適化活動強化月間の報告について依頼をそれぞれ行う。】</p> <p>事務局からは以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。</p> <p>（ なしの声 ）</p> <p>それでは、閉会の挨拶を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p> |
| 夏目職務代理 | <p>（ 閉会の挨拶 ）</p> <p>ありがとうございました。</p>   |

農業委員会事務局職員

|         |       |
|---------|-------|
| 局長      | 内田 佳行 |
| 次長兼農政係長 | 佐藤 雅史 |
| 主任      | 滝口 悠太 |
| 主任      | 吉永 剛  |

産業振興部農業政策課職員

|    |       |
|----|-------|
| 主査 | 飯田 正乃 |
| 主任 | 山下 彩香 |

令和6年5月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 \_\_\_\_\_

署名委員 栗 原 一 森 \_\_\_\_\_

署名委員 大 鷲 利 夫 \_\_\_\_\_